

今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会（第1回）

議事概要

1．日時：平成18年3月14日（火）14：00～15：55

2．場所：経済産業省別館11階1012会議室

3．出席者

【委員】

山下座長、應地委員、加藤委員、加藤様（上原委員代理）、桑山委員、古笛委員、玉置委員、戸川委員、徳永委員、西崎委員、福井委員、福田委員、藤村委員、堀野委員、吉村様（泉川委員代理）

【国土交通省】

宿利自動車交通局長、松尾自動車交通局次長、久米技術安全部長、瀧本保障課長、石津総務課長、一見企画室長、江角安全監査室長、花角管理課長、戸澤技術企画課長 他

【オブザーバー】

中山自動車事故対策機構理事、志岐損害保険料率算出機構理事、近江自賠責保険・共済紛争処理機構理事

4．議事概要

懇談会の趣旨、自動車損害賠償保障制度をめぐる現状（交通事故情勢等）、今後の進め方等について、事務局から説明が行われた。

【委員の主な意見等】

- ・ 被害者救済のあり方や事故防止の問題については、その効果、事業の項目が他の制度と重なっているのではないかと、更に精査が必要ではないかと。
- ・ 高次脳機能障害、遷延性意識障害、保険金の増額、親亡き後など、現在の交通事故の実態から、被害者救済策が必ずしも十分ではないことを基本にするのでは。
- ・ 交通事故をなくそうという大きな提言機関が、この国にはない。国交省が、提言者となるべきではないかと。特にひき逃げという犯罪をなくすことを考える必要がある。
- ・ 医療と福祉の間で宙ぶらりんになっている人を自賠制度で救済できているか否かが大きなテーマになるのでは。医療・福祉に詳しい人から、話を聞きたい。

- 5年前の法改正に至るまでには、色々と動きがあった。国交省の懇談会の他にも、自賠責審議会でも検討があった。説明資料を提供願いたい。
- 昨年、最高裁で、中間利息控除割合に関する判決が出たが、社会経済情勢に合致していない。この見直しを検討課題に加えられないか。
- 現在の厚労省の福祉ではカバーできない部分について、自賠責で何とかしていただきたい。非常に不幸な思いをした被害者に対して、何とか配慮をしてほしい。
- 高次脳機能障害は、明らかな症状があるのに、自賠責で認められない例がある。認定システムの不十分な点を見直す作業部会を開いてほしい。